

**2015年10月（第5版）

届出番号 : 28B1X00005000187

*2015年05月（第4版）

器具器械 64 歯科用探針
**一般医療機器 歯科用探針 「JMDN」 35812000
マーチンエキスプローラー

【形状・構造及び原理等】

[原材料]

本体：ステンレス鋼

[原 理]

本品の作業部先端は尖鋭な形状のため、わずかなスペースにも入り込み触診を行うことが出来ます。

* 【使用目的又は効果】

歯科診療で触診等に用いる手持型の器具（プローブ）をいう。軸の先端の細い作業部分は用途に応じて針状又は鉤型のもの、又は鈍的形状のものがある。

* 【使用方法等】

柄部を持ち、患者の口腔内の齲蝕の診査・探索、歯周ポケットの測定、象牙質の硬さ、知覚の有無等を検査するのに用いる。

【使用上の注意】

- ①本品は未滅菌品であるため、使用に際しては必ず洗浄し、
【保守・点検に係る事項】に記載する滅菌条件又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。
- ②破損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の力を加えないこと。
- ③使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- ④塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗いすること。

* 【保管方法及び有効期間等】

- ①保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- ②滅菌済みのものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐために清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管理をすること。
- ③歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

- ①使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
- ②汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
- ③洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフレクタ等）で洗浄するときには、他の医療機器と接触して先端を損傷するがないように注意をすること。
- ④洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
- ⑤洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥すること。
- ⑥使用（滅菌）前に、汚れ、傷、曲がり、針部の破損等、異常がないか点検すること。
- ⑦点検後、セット・包装をし、下記に記載する条件又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。
滅菌方法：高压蒸気滅菌
滅菌条件：温度 132℃、時間 10 分以上
- ⑧強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。
金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。

* 【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者名：株式会社 茂久田商会
緊急連絡先：TEL 078-303-8248
FAX 078-303-2151
製造業者名：ゲブリューダー マーチン社／ドイツ
Gebrüder Martin GmbH & Co.KG / Germany
スタッケンブロック メジディンテクニック社
/ ドイツ
Stuckenbrock Medizintechnik GmbH & Co.KG
/ Germany